

一般社団法人 日本皮膚免疫アレルギー学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

本法人は、一般社団法人日本皮膚免疫アレルギー学会と称し、英文では、The Japanese Society for Cutaneous Immunology and Allergyと表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条

本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

本法人は、皮膚免疫アレルギー及び接触皮膚炎に関する個人研究、共同研究及びそれに関連する研究を行い、医学の発展に寄与し、研究の成果を広く、社会貢献に役立てることを目的とする。

(事業)

第4条

本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 共同研究の計画・実施と成果の報告
- (4) 国内外の関係学術団体、公的・私的機関等との連絡及び提携
- (5) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会員総会

第1節 会員

(会員の種類)

第5条

本法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

正会員は、本法人の目的に賛同して入会した個人とし、年次学術大会及び機関誌において、研究成果等を発表することができる。

(2) 賛助会員

賛助会員は、本法人の目的に賛同して入会し、所定の賛助会費を納入する法人又は個人とする。

(3) 名誉会員

本法人において、多大な貢献又は著しい功績があった会員であつて、理事会において内規に従い名誉会員として推薦し、就任した者とする。名誉会員となった会員は、会費を納入することを要しない。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員（代議員）の権利を、代議員と同様に本法人に対して行使することができる。

(1) 定款の閲覧等（一般法人法第14条第2項の権利）

(2) 社員名簿の閲覧等（一般法人法第32条第2項の権利）

(3) 社員の代理権証明書等の閲覧等（一般法人法第50条第6項の権利）

(4) 議決権行使書面の閲覧等（一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利）

(5) 社員総会の議事録の閲覧等（一般法人法第57条第4項の権利）

(6) 計算書類等の閲覧等（一般法人法第129条第3項の権利）

(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等（一般法人法第229条第2項の権利）

(8) 合併契約等の閲覧等（一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利）

(入会)

第6条

本法人の正会員及び賛助会員になるには、代議員1名以上の推薦状及び年会費を添え、理事会において定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条

正会員及び賛助会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、定款施行細則により定める会費を納めなければならない。

2 1年以上海外で生活をする正会員は、事前に申出をすることにより休会することができる。休会者は、休会する事業年度については、年会費の支払を要しない。また事業年度途中で海外へ渡航する場合、若しくは帰国した場合の当該年度の年会費の支払も要しない。ただし、その場合において、会員としての権利は一切有しない。

3 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(退会)

第8条

会員は、いつでも退会することができる。ただし、理事長に退会届を提出するものとする。

(除名)

第9条

会員が次のいずれかに該当する場合には、代議員会の決議により除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の決議を経た後、除名の決議を行う代議員会の1週間前までに該当会員に通知するとともに、同代議員会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名をしたときは、その会員にその旨を通知する。

(会員資格の喪失)

第10条

会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は本法人が解散したとき。
- (3) 2年以上年会費を滞納し、その支払督促に応じなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(会長)

第11条

本法人に会長1名を置く。

- 2 会長は、理事会の推薦に基づき代議員会において会員の中から選任し、学術大会を主催する。
- 3 会長の任期は、選任された年に行われる学術大会の終了の翌日から、会長として主催する学術大会の終了の日までとする。
- 4 会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第2節 会員総会

(構成)

第12条

本法人の会員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条

会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条

会員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第15条

会員総会の議長は、理事長又は当該会員総会において選任した者がこれに当たる。

(議事及び議事録)

第16条

定時会員総会では、代議員会での議決事項を報告する。

2 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印する。

第4章 代議員及び代議員会

第1節 代議員

(代議員)

第17条

本法人に正会員の10%未満の代議員を置き、代議員をもって一般法人法上の社員とする。

(選出)

第18条

代議員は、正会員の中から選出する。

2. 代議員の選出地区は次のとおりとする。

- (1) 東部地区：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、山梨、静岡、新潟、長野
- (2) 東京地区：東京、埼玉、千葉、神奈川
- (3) 中部地区：富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
- (4) 西部地区：岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- 3 選出地区毎の代議員の定数は、各地区ごとで代議員選挙実施年度の11月30日時点における正会員数の10%未満とする。
- 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙は、代議員選出地区毎に、その定数の8割の員数について行う。定数から選挙により選出された代議員の員数を控除した員数の代議員は、当該代議員選出地区内の正会員の中から、理事会が推薦し、代議員会の承認を得て選出する。
- 5 代議員選挙実施年度の11月30日時点において正会員として在籍し、代議員選挙実施年度の年度末である9月30日時点において満64歳未満の者が立候補することができる。
- 6 代議員選挙実施年度の11月30日時点において正会員として在籍している者が投票する権利を有する。
- 7 定時の代議員選挙は、2年に1度、11月に行う。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなった場合に備えて、補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 代議員を選出するために必要なその他の事項は、代議員選挙細則により定める。

(任期)

第19条

代議員の任期は、選出後最初に行われる定時代議員会から2年後の定時代議員会終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2 代議員が代議員会(社員総会)決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、任期が満了しても、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、代議員たる地位を失わない。ただし、任期満了後は、役員選任及び解任並びに定款変更については、議決権を有しない。

(退任)

第20条

代議員は、理事会へ退任届を提出することにより、任意に、いつでも退任することができる。

(解任)

第21条

代議員が次のいずれかに該当する場合には、代議員会の決議により解任することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他解任すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により代議員を解任する場合には、当該代議員に対し、解任の決議を行う代議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定により解任をしたときは、当該代議員にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第22条

代議員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 退任したとき。
- (3) 解任されたとき。
- (4) 正会員資格を喪失したとき。
- (5) 総代議員が同意したとき。

(報酬)

第23条

代議員は、無報酬とし、本法人の使用人として活動をしたときも、その対価を受けることができない。

第2節 代議員会

(構成)

第24条

代議員会は、全ての代議員をもって構成し、代議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第25条

代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 代議員の解任
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他法令又はこの定款により代議員会で決議すべきものと定められた事項

(開催)

第26条

代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とし、定時代議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時代議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第27条

代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第28条

代議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該代議員会において代議員の中から議長を選出する。

(議決権)

第29条

代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第30条

代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令の定める事項

(議決権の代理行使)

第31条

代議員は、議決権を有する他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、本人又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

(議事録)

第32条

代議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び代議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の設置)

第33条

本法人に、以下の役員を置く。

(1) 理事：3名以上かつ、代議員選挙実施年度の11月30日時点における正会員数の1.5%未満とする。

(2) 監事：2名とする。

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、必要に応じ、副理事長1名、総務理事1名及び財務理事1名を選定し、これらの理事をもって一般法人法第91条第1項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第34条

理事及び監事は、候補者を理事会があらかじめ推薦し、代議員会の決議によって代議員の中から選任する。ただし、必要がある場合には、代議員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副理事長、総務理事及び財務理事は、理事会の決議によって理事長以外の理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第35条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 総務理事は、本法人の業務内容を掌握し、理事長及び副理事長を補佐して、調査、報告、調整等を行い、財務理事は、本法人の財務状況を把握し、理事長及び副理事長を補佐して、本法人の経費の管理等を行い、それぞれ、理事会の定めるところにより本法人の業務を分担して執行する。

(監事の職務及び権限)

第36条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第37条

理事の任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時代議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時代議員会の終結の時までとする。再任を妨げないが、連続2期を超えることはできない。
- 3 欠員又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 欠員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合、又は第33条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、辞任などにより退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第38条

理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第39条

役員は、無報酬とし、本法人の使用人として活動したときも、その対価を受けることができない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第40条

本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第41条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長その他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事会規則の制定及び改廃

(開催)

第42条

理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に1回以上開催する。開催時期は事業年度終了後3箇月以内に1回、その他は理事長が時期を決定する。

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から一般法人法第93条第2項の規定により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から一般法人法第101条第2項の規定により招集の請求があったとき。

(招集)

第43条

理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に2週間以内を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第44条

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第45条

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事（理事長が出席した場合は理事長とする）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 委員会

(委員会)

第46条

本法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、定款施行細則により定める。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第47条

本法人に事務を処理するために、事務局を設置することができる。

2 事務局には必要な職員を置く。

(事務局職員の任免)

第48条

職員の任免は、理事長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第49条

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第50条

本法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第51条

本法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、その変更が軽微な変更にとどまる場合は、理事会の決議のみで足りる。

(事業報告及び決算)

第52条

本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会(代議員会)に提出した上、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第53条

本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第54条

この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条

本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、代議員会の決議により解散する。

(残余財産の処分)

第56条

本法人が清算をする場合における残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第57条

本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第58条

本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成28(2016)年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第59条

本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	片山 一朗(理事長)
	戸倉 新樹(副理事長)
	相原 道子(総務理事)
	相場 節也(財務理事)
	浅井 俊弥、浅田 秀夫、足立 厚子、片岡 葉子、
	加藤 則人、椛島 健治、川島 眞、佐伯 秀久、
	佐々木和実、佐藤 伸一、佐藤 貴浩、佐野 栄紀、
	島田 眞路、竹原 和彦、長谷川 稔、秀 道広、
	古川 福実、森田 栄伸、横関 博雄
設立時代表理事(理事長)	片山 一朗
設立時監事	赤松 浩彦、清水 忠道

(設立時社員の氏名及び住所)

第60条

本法人の設立時社員(代議員)は次の2名とし、この法人設立後、日本皮膚アレルギー・接触皮膚炎学会の解散時に評議員であった者を社員(代議員)に追加選任する。

設立時社員

1. 片山 一朗
2. 戸倉 新樹

(学会からの移行に伴う特別措置)

第61条

本法人の成立時に任意団体日本アレルギー・接触皮膚炎学会（事務所：東京都新宿区、以下「学会」という。）の評議員であった者については、第17条及び第18条の規定にかかわらず、本法人の代議員となる。

2 本法人の設立時社員は、本法人の成立時に本法人の代議員となる。

3 次の各号に掲げる者は、本法人の成立時に当該各号に定める者となる。ただし、設立時代表理事に対し、事前に反対の意思を表示した者は、この限りでない。

(1) 本法人の成立時に学会の正会員、賛助会員又は名誉会員であった者

本法人の対応する会員

(2) 本法人の成立時に学会の会長であった者

本法人の会長

4 前項により学会の正会員が本法人の正会員となった場合において、本法人が、当該正会員において本法人の成立時までに学会に納付した当該年度の会費の残額を学会から承継したときは、それによって当該正会員が本法人に対する最初の事業年度の会費の支払を終えたものとする。

5 本法人の成立時に学会の役員であった者で本法人の成立時に本法人の役員となった者、本法人の設立時社員として本法人の代議員となった者及び第1項の規定により本法人の代議員となった者の本法人の役員又は代議員としての任期については、本法人の設立後2年目に開催する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

6 第3項の規定により本法人の会長となった者の任期は、平成27(2015)年に行われる学術大会の終了の日までとする。

(定款に定めのない事項)

第62条

この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 日本アレルギー・接触皮膚炎学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27(2015)年9月28日

設立時社員 片山 一朗 ㊟

設立時社員 戸倉 新樹 ㊟